

中間市農業委員会総会（４月）議事録

1. 開催日 令和4年4月25日（月） 10時 00分開始
10時 36分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 2階 第1会議室
3. 出席委員 4名
会長 柴田 功 4番 日高誠司 5番 貞末 照
6番 花田正則
4. 推進委員 2名
日高 靖 田中 久光
5. 傍聴者 1名
大和 永治議員
6. 事務局 5名
平川事務局長 小林補佐 池本係長 坂本 熊井
7. 議事日程について
報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）並びに
令和4年度最適化活動の目標の設定等について

【 議 事 内 容 】

柴田議長：皆さん改めましておはようございます。

ただいまの出席委員は4名で委員定数の過半数に達しておりますので、令和4年4月の農業委員会は成立致しました。それでは会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で行いますのでよろしく願いいたします。それでは報告について議題といたします。

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい、議案書の1ページ目をお開きください。こちらは、「農地法第5条第1項

第7号の規定による届出について（転用）」です。これは、市街化区域内農地の所有者と地目を変更するための届出となっております。今回3件届出が提出されておりますのでご説明いたします。

農地の所在地中間市大字上底井野字古川。面積 253 m²。譲渡人。住所中間市大字上底井野。譲受人。住所中間市大字上底井野。転用目的は、露天駐車場です。こちらにつきましては、譲渡人は、2人の共有名義になっており、今回そのうちの1名である譲受人を1人とする手続きになっています。こちらの写真と位置図につきましては、2ページに載せておりますのでご確認をお願いします。

続きまして2件目です。

農地の所在地中間市長津三丁目。面積 559 m²。譲渡人。住所中間市岩瀬西町。譲受人。住所中間市大字上底井野。転用目的は、露天駐車場となっております。

こちらの写真及び位置図につきましては3ページに載せておりますのでご確認をお願いします。

続きまして3件目です。

農地の所在地中間市長津三丁目。面積 545 m²。譲渡人。住所中間市岩瀬西町。譲受人。住所北九州市八幡西区三ヶ森四丁目。転用目的は、露天資材置場となっております。こちらの写真及び位置につきましては、4ページに載せておりますのでご確認をお願いいたします。説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま説明がありましたこの件につきまして、何かご意見ご質問は、ありませんでしょうか。

一応補足ですけどさっき受付番号1番の案件で、2ページの写真を見てもらいたいと思います。写真では、奥の1段高くなっている手前が対象となっております。地図だとそんなに広い面積ではありません。何かほかにご意見ご質問は、ないでしょうか。

日高委員：はい。これはどういう共有名義みたいなのを変えたのですか。

事務局：そうですね。今まで分かっていた持ち分全部を1人だけの名義になるように移しています。

日高委員：共有名義の中には譲受人は、入ってなかったのですか。

事務局：入っております。入っておりましたが、譲渡人の持ち分を移すことと、地目も

変える届けになりました。

日高委員：はい、わかりました。

柴田議長：ほかに何かご意見ご質問等は、ないでしょうか。

無いようでしたら報告第1号を終わりたいと思います。次に議決事項を議題といたします。議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」を提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい。資料6ページ目をお開きください。こちらは「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」の申請となっており、所有者の移転を伴う有償移転となっております。今回1件申請がなされておりますので説明いたします。

農地の所在地中間市大字下大隈字瀬戸。面積477㎡、譲渡人。住所中間市大字上底井野。譲受人。住所中間市大字下大隈となっております。こちらにつきましては、市街化調整区域の農用地となっておりますが、譲受人の経営面積が要件を満たされなかったため、農地中間管理機構の売買ではなく、農地法3条の規定での許可申請を行っております。こちらの農地の写真及び位置図につきましては、7ページ目に載せておりますのでご確認をお願いします。

次に、8ページ目をお願いします。

農地法第3条の位置づけをする際は、第2項の要件を全て該当しない場合が、こちらの申請ができるようになりますので説明します。

第2項第1号（全部効率利用）、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため、該当いたしません。

第2項第2号（農地所有適格化法人以外の法人）、こちらにつきましては、譲受人は個人であり、法人ではございませんので該当しません。

第2項第3号（信託）、こちらにつきましては信託ではありませんので、該当いたしません。

第2項第4号（農作業常時従事）、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれますので該当いたしません。

第2項第5号（下限面積）、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積である5,000㎡を超えておりますので該当いたしません。

第2項第6号（転貸禁止）、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たりませんので、該当いたしません。

第2項第7号(地域調和)、申請地では、野菜等の作付を行い、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

また、事務局の坂本と地元農業委員である日高誠司委員、地元推進員である日高靖委員で現地調査を行い、周辺農地との利用状況を確認しておりますのでこちらも該当いたしません。

説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま事務局からの説明がありました。今回、本件につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。参考までに説明させていただきます。こちらの譲渡人は、ここにいるA委員のお母さまです。本来、対象の案件が本人の場合は退出していただいておりますが、今回家族ということで退席は求めておりません。これはこちらの判断でそのようにさせていただいております。何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

地図を見ていただければわかるかと思いますが、場所的には、上底井野と下大隈の境のところですか。何かご意見、ご質問は無いでしょうか。

無いようでしたら採決をとりたいと思います。本件について賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数のため原案どおり承認いたします。これで議案第4号を終わります。

次に、議案第5号、「令和3年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい、資料11ページ目をお開きください。令和3年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価の案となっております。こちらにつきましては、追加で資料をお配りしております。

こちらの農業委員会による最適化活動推進等についての通知により、農業委員会の最適化活動の目標を立てて、その後、年度末以降にその評価と点検を行うようになっております。これは、令和3年度の目標及び達成と令和4年度の目標について、提案をさせていただきます。それでは説明に入ります。

まず1の農業委員会の状況は、令和4年3月31日現在となっております。耕地面積につきましては、毎年行われている作付面積統計における耕地面積を入力しております。

経営耕地面積につきましては、農林業センサスに基づいて記入しております。遊休農地につきましては、毎年農地パトロールで行っている本市の遊休農地の面積を記入しております。農地台帳は、本市のほうで管理している農地台帳

の面積を入力しています。

総農家数及び自給的農家数と販売農家数、農業就業者数につきましては、農林業センサスに基づいて記入をしております。

次の認定農業者につきましては、去年は28人だったのですが、昨年度は、もう更新をしないという方が1人おられましたので、今回は27人になっています。集落営農は変わらず1人という状況になっております。

2の農業委員会の現在の改正につきましては、令和2年の改選以降変わっていないので、説明は省略させていただきます。

次に12ページをご覧ください。担い手の農地の利用集積、集約化につきましては、現状は管内の農地が272haに対し、今までの集積の面積が173.1haになっています。集積率が63.6%です。そちらの課題については、農地の確保、有効利用を図る上で耕作者の確保が重要となります。農業従事者の高齢化によって減少しているため、地域における耕作者の確保が課題となっております。令和3年度の目標及び実績について、集積目標が211.3ha、に対し集積実績は、今回集積ができなかったため、変わらず173.1haになっております。達成状況については、81.9%です。

3の目標の達成に向けた活動については、利用権の設定、更新時期に認定農業者等を担い手に集約できるよう農業委員会での積極的な活動を行っております。活動実績では、利用権の設定の更新月である6月と11月に非担い手から担い手へと集積はできています。どちらかというと向上につながっております。

4の目標及び活動に対する評価については、農地の現状に合った妥当な目標であります。活動に対する評価が、農業者から農地を貸したい、売りたい等の相談を受けた場合は、新たに借受人や買い手を探して、担い手への集積率の向上につながったと思っております。

次に13ページをご覧ください。新たに農業経営をする者の参入促進につきましては、令和3年度の参入目標を1経営体としておりましたが、新規の農業経営される方がおりませんので、0となっております。今後につきましても新規参入希望者の積極的な支援と相談等を受け付けいたします。

次に14ページをご覧ください。遊休農地に関する措置の評価につきましては、管内の農地面積が277haに対し、遊休農地面積が2.3haとなっております。令和3年度の目標は0.5haを評価の目標としておりましたが、実際としては評価が難しい農地です。基盤整備等を行わないと評価ができない農地しか残っていないので、解消実績としては0になっています。

2及び3の令和3年度の目標及び実績、目標の達成に向けた活動につきましては、農地利用状況調査を農業委員、農地利用最適化推進委員と事務局の14人

で、7月から8月にかけて行い、その結果、利用意向調査を11月から12月に行うことにしておりました。実際は、調査員数は14人で調査を9月に行って、意向調査を11月に行いました。調査結果の取りまとめを1月から3月に行い調査数は28筆、調査面積は2.3haになっております。目標及び活動の評価につきましては、新規で発生している遊休農地がありますので、今年度に解消するよう活動することにしております。

次に15ページをご覧ください。違反転用への適正な対応、管内の農地面積が270haに対し、違反転用面積は0.35haです。こちらは、既に倉庫等が建っており、すぐに解体ができないようになっております。引き続き農地パトロールを行い、迅速に回復して農地に戻すよう指導を行っていくとともに、県などの関係機関との連携を図って、解消に向けていくこととしております。

こちらの活動計画実績及び評価につきましては、活動計画が利用状況調査による徹底した現状把握と農地パトロールを適宜実施しております。違反転用については継続して、県などの関係機関と連携を図りつつ解消に向けて厳正に対応しております。

活動実績は、農地パトロール等の実施により、新しい違反の案件がございませんでした。ただ、解消に向けて元年度に一部動きが見られた分については、現状としてはまだ、解消はできてないようです。

今回の活動に対する評価につきましては、地域での農地転用に係る手続きが浸透されつつありますが、いまだに農地転用の手続きを把握されていない所有者がおりますので、引き続き周知をして、違反転用の解消や未然に防ぐことが課題となっております。

次に16ページをご覧ください。農地法等による権限の事務に関する点検につきましては、農地法第3条の許可事務につき、令和3年度は4件手続きを行っています。

次に2の農地転用に関する事務につきましては、知事への送付について、1年間の処理件数は1件ではなくて、0件になりますので訂正をお願いします。昨年は、県知事に意見聴取をした上で提出した許可申請はございませんので0件になります。

次に17ページをご覧ください。農地所有適格法人からの報告への対応です。管内の農地所有適格法人は3法人ありまして、中間市は2法人、鞍手町は1法人になっております。

次に4の情報提供です。賃借料情報の調査提供につきましては、令和3年度の調査対象賃借件数は56件になっており、公表を令和4年1月に農業委員会の窓口とホームページで提供しております。

農地の権利移動等の状況把握につきましては、14件が対象となっております。

す。

農地台帳の整備につきましては、272haで固定資産税の課税台帳と住民基本台帳との照合を事務局で行っております。

18ページにつきましては、今回は、案であります、これを議案に上げて意見、要望等があれば記載するようになっております。

次に19ページ目をお開きください。令和4年度最適化活動の目標の設定等についてとなっております。

こちらには、令和3年度の様式から変わっておりますので、内容等が追加されてる分も含めて、ご説明させていただきます。

まず、農業委員会の状況につきましては、令和3年度の様式から記入項目は変わっておりませんので、そのまま令和2年7月20日からの改選からの状況を記入しております。

2の農家、農地等の概要につきましても令和3年度の様式と同様となっておりますので、農林業センサスの内容と作付面積統計の数値を記入しております。

次に20ページ目をお開き下さい。最適化活動の目標となっております。

こちらの様式が変わっている箇所が、1の(1)の②の目標のところ です。

こちらについては、農地の集積の目標年度を県の農業経営基盤促進法に基づいた計画に則って集積を行っております。本市については、令和10年度に集積率80%にすることが最終的な目標になります。それを踏まえたうえで、今年度の新規集積面積の計算をしています。今年度については7haが、集積に必要な面積となります。右の農地の面積は272haになっており、今時点での集積面積が173haになります。目標が達成したら集積面積が181haになり、今年度の集積率が66.2%になる目標値としております。

集積率については、毎年7haずつ積み重ねていき、採取的には集積率80%に上げる目標としております。

次の(2)の遊休農地の解消です。こちらについては、項目が、今までは遊休農地というひとくりだったのが、1号遊休農地の緑区分と黄色区分に分かれておりまして、緑区分が草刈り等をしてすぐに農地として復旧できるものになっており、黄色区分というのが基盤整備を行わないと農地としての活用が出来ないこととなります。

本市については黄色区分のほうに該当いたしますので、そちらに2.3haをあげております。

こちらの課題が、農地法の第30条の利用状況調査で把握した遊休農地を法第36条の規定による農地中間管理機構との協議勧告を行う前に、有効活用できるように所有者等へ協議していくことが課題となっております。

次の②の目標ですが、令和3年度の2.3haの遊休農地の解消となり、先ほど申

し上げたとおり機構との協議を行って、所有者の意向確認した上で、農地の農業上の利用促進を図ることとしております。

次に、21ページ目をお開き下さい。新規参入の促進についてになります。こちらは、中間市がもともと新しく農地を借りるということが現状としては難しくなっております。現状としては、令和元年、令和2年、令和3年の新規の参入者はゼロになります。今後についても新規参入者への貸付けについて、最低限の面積である0.5haが必要なことを明記したうえで、新規参入者への支援を行っていくことを目標としております。

2の最適化活動の活動目標です。こちらは令和2年度の改選から新たに配置している農地利用最適化推進委員等の最適化活動の日数目標となっております。こちらは、1人当たり月5日程度を行ってもらうことを目標として、週1日を農業者や所有者の相談を受けていただくことと、農業委員会の総会が月1回あり、皆さんは月5回の活動をされております。現状の目標としては妥当な日数だと思っていますので月5日として提案をさせていただきます。

(2)の活動強化月間につきましては、国から、最適化活動の強化月間を3回行うように指示されております。8月に遊休農地の解消で農地パトロールを行い、12月と1月については農地集積に係る情報収集や周知を行っていくことを予定としております。

次の(3)の新規参入相談会への参加目標については、県や国が行う相談会への参加回数を最低1回以上ですので、1になっております。開催時期と相談会の名称等は、現状としては開催されるのかわかりません。県の農林に確認をして、参加回数だけ上げております。

説明は以上です

柴田議長：はい。ただいま事務局から説明がありましたけど、何か本件につきましてご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

参考までに説明いたしますので、12ページをご覧ください。

これは去年の点検評価の部分ですが、この中に3番の活動計画、活動実績というのがあります。今、ご説明があったように、利用権の設定、更新時期に向けて農業者等の担い手に集約できるようにと書いてあります。

実績のほうにも、利用権設定の更新時期が6月と11月に非担い手から担い手への集積と書いてあります。これは今まで利用権というのが農協の利用権で、皆さんの農家の方がされていた分はなくなりまして、中間管理機構の利用権にすべて移行していきます。

その場合、中間管理機構は地主さんとの契約になります。農協の場合は代表者で利用権設定が出来ましたが、今度は地主との契約になると名義を変えてない

人は、中間管理機構での利用権設定が使えません。そのため更新といっても、実質減る可能性が多々あると思いますから、この辺は農業委員会としてはPRして、早めに相続手続きをしてもらうよう推進していきたいと思います。農業委員や推進委員の方で、そういう話が出たときは、積極的に現状はどうですかということで、農家の方に説明していただきたいと思います。

それがこの21ページになると2番の最適化活動で、推進委員等、農業委員も一緒ですが最適化活動を行う日数になります。

これは先ほど事務局から説明がありましたように、週1回ぐらいで、前に説明したように普通の農家の活動の中、田んぼでちょっと立ち話でも、農業委員としての推進としての活動の一環になります。それも記入されて、最低限これに5回以上書いてくださいということです。常に今日は何をしたのかちょっとしたメモ等をされておくのがよいかと思います。その辺を徹底していただきたいと思います。前回話したとおりタブレットの導入とかが予算化されて県のほうに上がっております。また皆さんもタブレットを将来的に持たされる可能性がありますので、そのときは何か写真を撮りながら、どういうふうに活動したか報告方法になっていきます。まだ内容は、はっきり決まっておりますが普段からも少しずつ推進していきたいと思います。

それを含めて何か皆さん、これにつきまして、ご意見、ご質問等はないでしょうか。無いようでしたら、採決に移りたいと思います。本件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成多数のため、原案どおり承認いたします。これで議案第5号を終わりたいと思います。続きましてその他を議題といたします。まずその他につきまして事務局、何かございませんか。

事務局：その他①農業委員会による最適活動の推進について

その他②県の農業会議の役員体制について

柴田議長：他にご意見がないようですので、以上で「その他について」を終わりたいと思います。次に、議事録署名議員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条により、貞末委員と花田委員をお願いいたします。

以上をもって全日程を終了し、本日の会議を閉会したいと思います。お疲れさまでした。

議事録署名委員

貞末 照

花田 正則